

核となる専任教員の業務モデル（その1）

<業務モデル> 番号1 教授（医師）

	月	火	水	木	金	土日	
午前	共同利用拠点	修士	共同利用拠点	学部	博士 (振替月2回)	共同利用拠点 月1回	修士 月1回
午後	修士	学部	修士	博士	共同利用拠点 (振替月2回)		
夜間				博士	共同利用拠点		

<業務モデル> 番号2 教授（医師）

	月	火	水	木	金	土日	
午前	博士 (振替月2回)	修士	共同利用拠点	学部	修士	共同利用拠点 月1回	修士 月1回
午後	博士(振替月2回)	診療	修士	博士	博士		
夜間	博士			博士			

<業務モデル> 番号7 准教授（医師）

	月	火	水	木	金	土日	
午前	博士	博士 (振替月2回)	共同利用拠点	学部	修士	共同利用拠点 月1回	修士 月1回
午後	修士	診療 (振替月2回)	修士	博士	修士		
夜間			修士	修士			

<業務モデル> 番号10 助教（教育）

	月	火	水	木	金	土日	
午前	博士 (振替月2回)	博士	共同利用拠点	学部	修士	修士 月1回	
午後	研究 (振替月2回)	修士	修士	博士	修士		
夜間	修士			修士			

核となる専任教員の業務モデル（その2）

<業務モデル> 番号11 助教 (看護師)

	月	火	水	木	金	土日
午前	学部	博士 (振替月1回)	共同利用拠点	学部	学部	共同利用拠点 月1回
午後	修士	診療 (振替月1回)	修士	博士	共同利用拠点	
夜間			修士			

<業務モデル> 番号12 助教 (医師)

	月	火	水	木	金	土日
午前	博士	学部 (振替月1回)	共同利用拠点	学部	学部	共同利用拠点 月1回
午後	修士	研究 (振替月1回)	修士	博士	学部	
夜間	修士					

<業務モデル> 番号22 教授 (薬剤師)

	月	火	水	木	金	土日
午前		修士		修士		
午後	修士		修士			
夜間						

<業務モデル> 番号23 助教 (歯科医師)

	月	火	水	木	金	土日
午前	学部	学部	共同利用拠点	学部	共同利用拠点 (振替月1回)	共同利用拠点 月1回
午後	修士	研究	学部	修士	共同利用拠点 (振替月1回)	
夜間		修士				

WFME 教育の質改善のためのグローバルスタンダード

医学教育学・医療者教育学 修士課程の国際基準

Standards for Master's Degrees in Medical and Health Professions Education

WFME 事務局 2016 年度

平成 29 年 9 月 19 日

日本医学教育学会翻訳 (抜粋)

http://jsme.umin.ac.jp/document/com_repo/MHPE_Programs-1015-v2.pdf

医学教育学および医療者教育学専門職修士課程が最近急増している。2000 年から 2015 年までにこうした学位は 7 件から 121 件まで増え、増加傾向が続いている。こうしたプログラムを調査した結果、それらに共通点はあるものの、次のような結論を下している。プログラムを評価するための基準やメカニズムを構築する必要がある。世界医学教育連盟は、現在医学教育におけるグローバル・スタンダードを豊富に蓄積する組織として、こうした要請に応え、医学教育学および医療者教育学専門職修士課程の国際基準を策定した。

国際基準の役割とは、教育を均一化することではなく、内容・過程・成果において、対話によって合意された水準を満たしたうえで、それぞれの文脈に沿った、多彩なプログラムの開発を可能とすることである。この基準によって、大学院の課程として必要な質を保つ中で、プログラム開発者が自由に創造的な立案や企画を行うことができるようになることを期待している。それぞれの水準の解釈は多様である。また各水準はそれぞれの国・地域に合った方法で見直されることを期待する。時には、改変したり言い換えたりすることも必要となるだろう。

専門職修士課程は一定の学術的性質を示すものでなければならない。**学生は修了に際して、十分な知識基盤を備え、社会科学におけるエビデンスと理論を正しく評価し、研究方法についての確固たる基礎を身につけ、理論やトレンドを分析・統合・批判する能力を獲得していなければならない。それにより、教育の現場で何を適用するかについて、文脈を考慮した適切な意思決定ができるようになるのである。**

医学教育・医療者教育学の修士課程を履修するということは、学生がこれまでに基礎医学・臨床医学で学んだ内容とは異なる、社会科学の知識基盤や枠組みになじまなければならないということである。これは、学生にとっても教員にとってもなかなか困難なことである。この基準がこのような問題に取り組むことになるプログラム開発者の一助となることを期待する。

<水準の開発過程>

水準の初稿は WFME の一般的枠組みに基づいて策定された。推敲を 2 回重ねた後、分野内の 10 人の専門家から成る国際的な委員会で議論が実施された。メンバーは、Ara Tekian、Janet Grant、John Norcini、Ilene Harris、Steven Durning、Olle ten Cate、Renee Stalmeijer、Diana Dolmans、Lambert Schuwirth、Larry Gruppen であった。

同意を得た原稿は欧州医学教育連盟 2015 年大会の会議で審理および議論された。その際に WFME 会長である David Gordon 教授も参加した。その後、最終原稿が WFME の役員会で審理され、一部修正された後に承認された。この水準を実際に使ってみて、何かお気づきの点があれば、ぜひお知らせください。

1. 使命と学修成果

WFME スタンダード	本専攻の自己評価
<p>1.1 目的および学修成果の明示 プログラム担当ディレクターは以下を行うこととする：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プログラムの目的を策定し、これから学ぼうと思っている学生・スポンサー・雇用主または資金提供者に提示すること。 ● 修了生が身につけるべき学修成果を、以下の通り、説明すること： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療者教育に関する理論・概念・実践の習得を示すこと。この中には、理論およびエビデンスに対する批判的評価、ならびに学生自身の文脈においての適用可能性を判断するための比較的・文脈的・文化的分析を行う能力が含まれる ➢ 社会科学における理論・研究・エビデンスに関する独自性を理解すること ➢ 以下に関して知的・個人的・専門的能力を示すこと： <ul style="list-style-type: none"> ◇ 独立した思考 ◇ 情報の統合 ◇ 創造的問題解決 ◇ わかりやすくコミュニケーションをとること ◇ 自身の研究や活動に関する社会的・環境的・世界的価値の具体的な認識 ➢ 自身の機関・部署における教育開発において、リーダーシップ・運営・組織上の様々な役割を担うのに十分な応用的知識・スキルを示すこと ➢ 医学教育・医療者教育研究およびプログラム評価を行うための応用的知識・技能を示すこと ➢ 博士レベルの研究など、より高いレベルの研究に取り組むための準備ができていること ➢ 教育開発・研究・評価に関して、専門的かつ倫理的なアプローチをとれることを示すこと 	<p>プログラムの目的は、履修対象者、岐阜大学関係者、国内外の協力者、文部科学省等に対して説明を図っている。</p> <p>修了生が身につけるべき学修成果は、WFME スタンダードを参考に日本の国情に合わせて策定した。</p> <p>博士課程進学準備のための選択科目も用意した。</p>
<p>1.2 使命と学修成果の策定への参画 プログラム担当ディレクターは、プログラムの使命と学修成果を策定するにあたって、これから学ぼうと思っている学生を含めた主な関係者を関与させなければならない。</p>	<p>学修成果の策定にあたっては、担当教員、国内外の協力者、受講が想定される方の意見を参考にした。</p>
<p>1.3 自律と学問的自由 プログラム担当ディレクターは、教員・研究員・事務職員が責任を負う(特に以下のような)ポリシーについて、自律性を持って策定・実施しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カリキュラムの設計 ● カリキュラムの実施に必要な(金銭・人材などの)資源の利用 	<p>カリキュラムは、関係者の意見を尊重しつつ自律的に策定した。</p>
<p>1.4 プログラムのハンドブック プログラムのハンドブックには、適切な範囲で、以下の内容が記述されなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プログラムの目的・哲学・価値観 ● プログラムの学習目標・目的・学修成果・内容 ● 対面・個別・グループ・自習・遠隔学習を含む教育方法 ● 予想される学習時間と授与される単位 ● 評価のポリシー、評価方法、その進行および修了条件。課題の提出締め切りの延長期限、遅延提出に係るペナルティ、課題の内容が不十分であった場合の再提出の条件を含む ● 修士論文の目的と段取り。これには計画・構成・長さ・スタイル・指導・採点を含む ● 学生支援システム ● 剽窃・盗用などの倫理的に不適切な行動に関するポリシー ● 入学条件。これには既得単位の認定やそれによる履修免除の規則を含む ● プログラム受講料と奨学金 ● 研究および学術的スキル(論文の書き方や文献の引用の仕方を含む)とタイムマネージメントに関するアドバイス ● 教員からの警告および学生からの異議申し立て等の陳情の手続き ● プログラムの評価と質保証 	<p>設置が認められたあかつきには、プログラムのハンドブックを作成する予定である。</p>

2.教育プログラム

WFME スタンド	本専攻の自己評価
<p>2.1 指導・学習方法 プログラム担当ディレクターは以下のことを行わなければならない： ● 理論的根拠を含め、指導・学習方法について説明すること ● 学生が将来、責任を持って、自身で勉強し、キャリアを進展させていけるよう、様々な教育手法を用いながら、奨励し、準備し、支援すること ● 学生が幅広い学習体験が出来るように十分に計画された指導方法と、学習目標に合致させた形での個別の学習支援とのバランスをとること</p>	<p>学生が自己主導的に学習を促進し、キャリアを進展させるような履修プログラムを計画している。</p>
<p>2.2 学術的スキルの修得 プログラム担当ディレクターは、以下に記した修士レベルの学術スキルを学生が身につけることができるよう保証しなければならない： ● 自分自身の頭で考えること ● 情報を分析し、統合し、批判すること ● 創造的に問題を解決すること ● わかりやすくコミュニケーションをとること ● 自身の研究・活動の社会的・文脈的・世界的な価値を評価すること プログラム担当ディレクターは、課題で求められる水準、つまりその量(長さ)や体裁およびその他の要件など、について説明しなければならない。</p>	<p>学術的スキルの修得はディプロマポリシーでも謳っており、履修プログラムを通じて修得できる仕組みを目指している。</p>
<p>2.3 プログラムの内容・領域・文脈 プログラム担当ディレクターは、以下のことを行わなければならない： ● 教育上の概念・理論・モデル・歴史的視点・実践について、学生が十分に理解できるような内容を選択すること ● 各トピックに関する基本および応用的な理論とモデルが網羅されていること、批判の方法を伝え、学生自身の文脈には批判的かつ内省的に適用すること ● 医療者教育学に関する文献だけでなく、教育学を含む社会科学の実践・モデル・理論を活用すること ● 社会的・歴史的な文脈を踏まえて選択した内容が提示されること、また学生の文脈にすぐに適用可能であること 注：特定の指導方法として、実際に集まって交流する方法・個別およびグループ学習・遠隔学習・オンライン教育(同期および非同期)・e-ラーニング・チュートリアル・セミナー・論述・スーパービジョン・メンタリング・これらの複合・自習が含まれる。</p>	<p>各科目を通じて、教育理論と応用・批判的吟味・省察・社会学的考察の促進を図る計画である。</p> <p>さまざまなアクティブラーニング・e-ラーニング、自己主導学習を組み合わせて学修を促進する計画である。</p>
<p>2.4 教育研究・教育学 プログラム担当ディレクターは、学生が以下のことができるようになることを保証しなければならない： ● 教育研究の過程・性質・限界を理解する ● いかなる意見や話題についても、エビデンスに基づいて見解を示す。特にエビデンスがなかったり、矛盾していたりする場合 ● 教育研究や教育学について、適切な情報に基づいて批判する ● 教育的な考え方について、社会的・文脈的・歴史的な観点から理解する ● 自分自身の文脈に適した独自の研究や教育学を進展させる</p>	<p>医学教育研究の基本と各種研究技法の基礎を修得し、研究力の開発を目指している。</p>
<p>2.5 プログラムの構成・期間 修士課程全体の構成およびその期間は、以下を明確に定義したうえで、説明されるものとする： ● プログラムの期間およびフルタイム・パートタイムの別。実際の勉強時間として明記すること ● 開始日・修了日 ● 予想される課題・活動の期間と締め切り ● 必修と選択の別、およびその理論的根拠 ● 自習の量とその役割 ● 入手可能な学習リソース ● 形成的・総括的評価のシステム ● フィードバック ● プログラムの評価 ● プログラムの修了要件 ● 延長・繰り越しについて(該当する場合のみ)</p>	<p>2年間の履修プログラムを明示し、履修者が円滑に学習を進められるように配慮している。</p>
<p>2.6 カリキュラム開発の過程 プログラム担当ディレクターは、以下について説明しなければならない： ● ニーズ評価と文脈の分析を含むカリキュラム設計の過程、心理学・社会科学など親分野に該当する領域の幅広い文献を含む学術的調査、適切な内容の選択、教育方法・コミュニケーション・コストなどの実務上の課題 ● カリキュラム設計および開発における関係者への言及</p>	<p>カリキュラム開発に関する理論と実践を学ぶ科目を用意している。</p>

3. 学生の評価

WFME スタンド	本専攻の自己評価
3.1 評価方法 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の評価について原理・理論的根拠・方法・および実施の定義を明確にして、開示する。開示すべき内容には合格基準・進級基準・再履修が認められる回数が含まれる ● 外部評価者や評価機関およびその他の関係部門によって評価法を精密に吟味する ● 評価および採点過程における質保証について明示する ● 評価結果に対する疑義申し立て制度を供与する 	学生評価法はシラバスに明示し、公正・妥当な評価を行い、プログラム評価を通じて検証する計画である。
3.2 評価システム プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 形式的・総括的評価の双方を供与する ● プログラムの内容を適切に反映した評価を行う ● 1.1に記載しているような修士レベルの学修成果を対象とした評価を行う ● 学習の目的・内容に適した幅広い評価法やフォーマットを用いる 	十分な形成的評価を行いつつ、ディプロマポリシーの到達過程が明示され、学びを促進する、プログラマティック・アセスメントのシステムを構築する計画である。
3.3 学生へのフィードバック プログラム担当ディレクターは、形成的評価および総括的評価の後であっても、各学生に対し、個別に詳細な文書によるフィードバック（もしくは口頭によるフィードバックと文書記録）を与えることを保証しなければならない。	履修生に対しては定期的に十分な形成的評価（フィードバック）を行い、学びを促進する計画である。
3.4 評価システムの質保証 プログラム担当ディレクターは、評価システムの水準と評価結果を点検する目的から、有資格の外部評価者に評価を依頼しなければならない。	外部評価者による運営協議会を定期開催したい。

4. 学生

WFME スタンド	本専攻の自己評価
4.1 入学方針と入学選抜 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 入学方針および過程について、平等性・客観性の原則に基づいて定期的に見直しを行いながら策定し、開示する ● 障害のある学生の入学について方針を定めて対応する 	アドミッション・ポリシーに基づいて、公正・妥当な入学者選抜を行う予定である。
4.2 学生の受け入れ プログラム担当ディレクターは、プログラムの許容能力に見合った入学者数を受け入れなければならない。	入学定員6名を遵守する。
4.3 学生のカウンセリングと支援 プログラム担当ディレクターは、学術的・社会的および個人的事情に対応したカウンセリングを行い、学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。	履修生の背景・職種などに基づき、職種別メンターの協力を得ながら、きめ細かな学修支援を行う計画である。
4.4 学生の代表の参加 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の代表がカリキュラムの策定・管理・評価、その他学生に関する諸事項を審議する場に参加することを規定し、履行する ● 学生の活動と学生組織を奨励する 	カリキュラムの実施に当たっては、常に履修生の意見を取り入れつつ、カリキュラムの改善に努める。
4.5 修了要件 プログラム担当ディレクターは以下の要件を設定しなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 修了に必要な単位を全て満たしていることの証拠(プログラム・プロジェクト・論文・実習科目・ポートフォリオ・成績証明書など) ● 期待される水準を満たしている課題の提出 ● 研究や批判的吟味を行うことができるという根拠 	修了要件を設定し、それに基づいて公正・厳正な修了判定を行う予定である。
4.6 学生の進級・漸減率（注：退学等による学生数の減少）とその理由 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ● 下記の事項を含む、進級要件を設定する： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 形式的・総括的課題の割合とそれぞれの役割 ➢ 課題の締め切り ➢ 遅延課題の提出方法とそれを容認する根拠 ➢ 再提出の締め切り、および再提出課題が獲得可能な最高点 ● 学生の進捗度および適合性に関する指標を記録し、保守する ● 進捗度が懸念材料となる学生のフォローアップシステムを構築する ● 学生の漸減率を記録し、保守する ● 修了前に退学する学生の退学理由の記録 	履修生の単位取得状況、進級状況、休学・退学などの状況を把握し、問題点を未然に防義、解決に努める。

5. 教員

WFME スタダード	本専攻の自己評価
<p>5.1 任命方針 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： ● 下記を含む、プログラム運営者(常勤・非常勤講師や事務職員)の一覧を供与する： ▶ プログラム設計者 ▶ プログラムの講師 ▶ 運営事務員 ▶ 技術サポート職員 ▶ 評価に関わる職員 ▶ プログラム担当ディレクター 各職員に対し、プログラム担当ディレクターは、プログラムの使命に合わせて、以下の内容を踏まえた任命方針を策定・履行しなければならない： ● 要求される専門性および資格 ● 教育・研究・臨床の職務間のバランスを含む、科学的・教育的・経験的特性 ● 以下を含む職員の責任： ▶ 勤務時間・業務配分 ▶ 学生とのコミュニケーション ▶ 活動記録・報告の提出</p>	<p>本専攻のカリキュラムを円滑に実施できる教員体制となっている。</p>
<p>5.2 教員の義務と FD (Faculty Development) 教職員に対し、プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： ● 担当業務と責務の一覧を供与する ● 職員の任命や支援に関するプログラムの方針を明確にする ● オリエンテーションおよび研修の提供 ● 適切なモニタリングとフィードバックの提供 ● 全ての教職員が、自身の役割・責務・支援に関し、プログラム担当ディレクターにフィードバックを提供できるような場を提供する</p>	<p>本専攻専任教員は定期的にミーティングを行っており、また国内外の協力者とも個別ミーティングを実施して、本専攻の準備を行っている。 本専攻開設のあかつきには、さらに定期的 FD・SD を実施する予定である。</p>
<p>5.3 講師の数と質 プログラム担当ディレクターは、以下を保証しなければならない： ● 学生が学んでいる学位より少なくとも 1 レベル上の教育に関する学術資格を有する講師 ● 学生が講師に適切にアクセスできるような講師と学生の比率 ● 十分な研究経験を持った有資格の学位論文指導者</p>	<p>専任教員のほとんどは博士号取得者であり、また医学教育学修士号、医学教育専門家等の資格を有するものが複数名在籍する。 また多職種の専任・特認教員を配置して多職種の履修生指導を行える体制となっている。</p>
<p>5.4 運営上の支援 プログラム担当ディレクターは、以下を保証する旨の取り決めを記述し、開示しなければならない： ● 学生に対する十分な運営上の支援 ● 講師に対する十分な運営上の支援</p>	<p>学生や講師陣に対する支援の充実を図りたい。</p>

6. 教育資源

WFME スタダード	本専攻の自己評価
<p>6.1 教育環境 対面学習の場合、プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない： ● カリキュラムを適切に実施できるような、講師・学生用の十分な物理的設 ● 講師・学生にとって安全な学習環境 遠隔学習の場合、プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない： ● 教材が全ての学生にとって入手可能なフォーマットで提供されること ● 教材・資源・学習要件について明確なガイダンスが提供されること</p>	<p>対面学習（キャンパス・ラーニング）では、修士課程専用の学習室を整備し、またサテライトキャンパス等を活用して履修生の学習効率の向上、利便性の向上を図る予定である。 遠隔学習（e-ラーニング）では、専用 e-ラーニングシステムを構築し、双方向的なアクティブラーニングと、教員からの個人的指導が可能となるシステムを準備している。</p>
<p>6.2 情報通信技術 対面学習・遠隔学習のいずれにおいても、プログラム担当ディレクターは以下のことを行わなければならない： ● 教育プログラムにおける、情報通信技術の効果的な使用と適切な評価の策定・履行 ● 講師・学生が以下の目的で適切な情報通信技術を使用できること： ▶ 自己学習 ▶ 情報へのアクセス</p>	<p>遠隔学習（e-ラーニング）では、専用 e-ラーニングシステムを構築し、双方向的なアクティブラーニングと、教員からの個人的指導が可能となるシステムを準備している。</p>

7.プログラム評価

WFME スタンダード	本専攻の自己評価
7.1 プログラムのモニタと評価 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの活動・過程・成果を定期的にモニタするプログラムの策定 プログラムを評価する仕組みの確立と実施： <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムとその主な構成要素 学生の進歩 学生および教員の課題の特定と対応 教育上・学習上の環境の継続的な見直し モニタリングおよび評価の結果が確実にプログラムに反映されること 関係者がプログラム評価の結果に確実にアクセスできるようにすること 	専任教員にはプログラム評価の専門家も含まれており、本専攻のプログラム評価も行うと計画である。
7.2 教職員と学生からのフィードバック プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 教職員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応すること フィードバックの結果を利用して、プログラムを改善していくこと 	教職員と学生から定期的にフィードバックを受け、プログラムの改善に役立てたい。
7.3 学生・修了生の実績 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 次の項目に関して、学生と修了生の実績を分析すること： <ul style="list-style-type: none"> プログラムの使命と期待される学修成果 カリキュラム 資源の提供 学生の実績を分析し、以下の項目について、運営委員会などへフィードバックすること： <ul style="list-style-type: none"> 学生の選抜 カリキュラムの立案 学生のカウンセリング 	修了生が全国でどのように活躍するかをフォローアップするシステムを構築し、その結果に基づいて、学生選抜、カリキュラム改善、学生支援に活かしたい。

8.統轄および管理運営

WFME スタンダード	本専攻の自己評価
8.1 プログラム担当ディレクター プログラムは、以下を条件とする： <ul style="list-style-type: none"> 指名されたプログラム担当ディレクターを有すること 特定の上級管理職に対する説明責任を有すること 	専攻長を定め、医学系研究科長・学長に対する責任を果たす。
8.2 統轄 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 運営委員会の構造や関係性、利益相反や説明責任の所在を含む、プログラムの統轄組織を規定する 統轄過程および意思決定の透明性の確保 	医療者教育学専攻を円滑に統括運営するために、専攻会議と必要な委員会組織を設置し定期的に開催する。
8.3 教学のリーダーシップと誠実さ プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示すこと 教学におけるリーダーシップの評価を、プログラムの使命と学修成果に照合して、客観性・利益相反に配慮しながら定期的に行うこと 	専攻長の責務を定め、定期的にリーダーシップを評価する。
8.4 プログラムの運営 プログラムは、以下を条件とする： <ul style="list-style-type: none"> 適切な資格を持った(すなわち修士号よりも高い学位を持つ) 教学のリーダーシップをもつ教員やプログラム担当ディレクター(ら)、および計画と実施に責任を持つ運営職員を有すること プログラム設計およびプログラムの様々な要素に関する、明確で適切な責任と運営権限を有すること 	医療者教育学専攻を円滑に統括運営するために、専攻会議と必要な委員会組織を設置し定期的に開催する。
8.5 資金と資源配分 プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない： <ul style="list-style-type: none"> プログラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示する カリキュラムの実施に必要な資源を配分する自立性を具備する 	医学系研究科の構成メンバーとして、必要な資金と教育研究資源の配分を受ける。
8.6 事務 プログラム担当ディレクターは、以下を行うのに適した事務組織・専門組織を設置しなければならない： <ul style="list-style-type: none"> 教育プログラムと関連の活動を支援する 効果的な運営と資源の配分を確実に実施する 	本選考を担当する事務組織を有し、教員と協働してプログラムを運営する予定である。
8.7 要件および規則	必要な諸規則を定め、事務職員と協働

<p>プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プログラムを実施するにあたり、適切な事務職員がいること ● プログラムを運営する際にその質保証も行うこと ● 学位の授与を含めた、関連する要件を順守していること 	<p>して、様々な要件を満たすよう、質保証に務めたい。</p>
<p>8.8 立ち上げから承認までの過程 プログラム担当ディレクターは、以下を提示しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立ち上げの段階において、教育の専門家(例えば、大学院教育または外部顧問機関など)がプログラム等の学位要件を入念に検証した経緯を示す公式文書 ● 初期段階における正式な承認およびそれ以降のプログラムの見直し ● 他の機関や学部との共同参画に係る文書や証拠 ● 大学による、学生登録のための適切な正式承認 	<p>本専攻の構想にあたっては、海外先進校(オランダ・マーストリヒト大学、カナダ・マギル大学等)の専門家の意見聴取を行い、国際標準に準拠した修士課程設立をめざして入念に準備を進めてきた。 岐阜大学においては医学系研究科、大学本部での慎重な審議を経て、設立申請を行うプロセスが取られた。 設置審での審議を経て、本専攻の設置が認められることを期待している。</p>
<p>8.9 財務 プログラム担当ディレクターは、以下を提示しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プログラム修了までの経費に係る適切な書類 ● プログラムに関する費用(学位授与のための最低費用、ならびに追加プログラムの必要経費)に関する明確な文書 ● 財務面での持続可能性を示す証拠 	<p>履修生の学費等は岐阜大学の規定に基づいて決定される。 運営交付金、概算要求、外部資金等によって専攻の持続的運営と発展を目指す。</p>
<p>8.10 財務管理と高潔性 プログラム担当ディレクターは、独立した財務監査などの、財務管理と高潔性についての証拠を提供しなければならない。</p>	<p>財務は岐阜大学の規則に基づいて適正に管理される。</p>
<p>8.11 プログラムの情報 プログラム担当ディレクターは、以下の提供を保証しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講希望者を対象とする、評価システムを含めたプログラムの内容・構造・経費・過程・イベントについての完全かつ正確で入手可能な情報 ● ウェブサイト・チラシ・ヘルプラインを含め、受講希望者に合った多様な情報源 <p>以下の情報を含む、登録した学生向けの学生用ハンドブック:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プログラムの理念 ➢ プログラムの目的と価値観 ➢ 学習目標と目的 ➢ プログラムの構造 ➢ 学習時間 ➢ 教育・学習のアプローチ ➢ 学習教材などの教育資源 ➢ フィードバックと助言 ➢ 評価方針と実際の内容 ➢ コースワーク要件 ➢ プログラムの各レベルにおける評価 ➢ 入学許可と登録方法 ➢ 単位振替認定のある入学許可要件 ➢ 科目免除を許可するための特定要件 ➢ コース料金および奨学金 ➢ コース教材 ➢ 教職員、ならび学問的・技術的・運営上のサポート ➢ 学習スキル ➢ 学生のための学問的・個人的・技術的サポート 	<p>本専攻の情報は大学ホームページ、専攻の概要、募集要項等を通じて周知・広報する計画である。</p>

9.継続的改良

WFME スタダード	本専攻の自己評価
<p>プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プログラムの構造・機能を定期的に自己点検し、改善する ● 指摘された問題点を修正するためのシステムを策定する ● プログラム評価の結果により、プログラムを修正する場合には、教育的知識・理論・実践に基づき、より幅広い改良を実施する 	<p>本専攻のプログラムは定期的に自己点検され、外部評価を受け、継続的改良が行われる。</p>

諸外国の主な医療者教育修士課程 44校の教育メソッド、プログラム名、設置学部

国名	機関	メソッド	プログラム名	設置学部
オーストラリア	University of New South Wales	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Health Professions Education</u>	医
オーストラリア	University of Western Australia Faculty of Medicine, Dentistry and Health Sciences	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Health Professions Education (coursework and dissertation)</u>	医
オーストラリア	University of Western Australia Faculty of Medicine, Dentistry and Health Sciences	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Health Professions Education (thesis and coursework)</u>	医
ニュージーランド	University of Auckland Faculty of Medical and Health Sciences	対面	<u>Master of Clinical Education (MClinEd)</u>	医
アルゼンチン	Instituto Universitario del Hospital Italiano, Buenos Aires	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Maestría en Educación para los Profesionales de la Salud</u>	医
ブラジル	Maastricht University, Netherlands	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Health Professions Education</u>	医
アイルランド	National University of Ireland, Galway	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Masters of Health Sciences (Clinical Education)</u>	医
イタリア	University Ambrosiana	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Science in Medical Education</u>	医
オランダ	Maastricht University School of Health Professions Education	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Health Professions Education</u>	医
スイス	University of Bern	対面	<u>Master of Medical Education</u>	医
スウェーデン	Karolinska Institutet	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master's Programme in Medical Education</u>	医
ドイツ	University of Heidelberg	対面	<u>Master of Medical Education</u>	医
イギリス	King's College London	対面	<u>Masters in Clinical Education</u>	教
イギリス	University of Manchester	対面	<u>MSc in Medical Education</u>	医
イギリス	University of Edinburgh	遠隔教育/オンライン	<u>Master of Science Clinical Education</u>	医
イギリス	Imperial College London	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Education in Surgical Education</u>	医
イギリス	Keele University	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Masters of Medical Education</u>	医
イギリス	Oxford Brookes University	対面、遠隔教育/オンライン	<u>MSc in Higher Professional Education</u>	教
イギリス	Royal College of Physicians	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Master of Science in Medical Education</u>	医
イギリス	University of Dundee	対面、遠隔教育/オンライン	<u>Masters Degree in Medical Education</u>	医

国名	機関	メソッド	プログラム名	設置学部
イギリス	University of Glasgow	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Masters Degree in Health Professions Education</u>	医
イギリス	University of Winchester		<u>Master of Arts Medical Education</u>	教
カナダ	McGill University Centre for Medical Education	対面	<u>Master of Arts in Educational Psychology (Health Professions Stream)</u>	教
カナダ	McMaster University	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Health Science Education</u>	医
カナダ	University of Ottawa Faculty of Education	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Masters in Education with concentration in Health Professions Education</u>	教
カナダ	University of Toronto Dalla Lana School of Public Health	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Community Health: Health Practitioner Teacher Education</u>	医
カナダ	University of Toronto Ontario Institute for Studies in Education	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Education in Health Professional Education</u>	教
アメリカ 合衆国	Harvard Medical School	対面	<u>Master's in Medical Sciences</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Iowa	対面	<u>Master in Medical Education</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Pittsburgh Institute for Clinical Research Education	対面	<u>Masters of Science in Medical Education</u>	医
アメリカ 合衆国	Cincinnati Children's Hospital Medical Center / University of Cincinnati College of Education, Criminal Justice and Human Services	遠隔教育/ オンライン	<u>Masters Degree in Education</u>	医
アメリカ 合衆国	Eastern Virginia Medical School	遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Medical and Health Professions Education</u>	医
アメリカ 合衆国	Johns Hopkins University	遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Education in the Health Professions</u>	教
アメリカ 合衆国	Rosalind Franklin University of Medicine and Science	遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Health Professions Education</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Illinois at Urbana- Champaign College of Education	遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Education with a Concentration in Human Resource Development and an Emphasis in Health Profession Education</u>	教
アメリカ 合衆国	Cleveland Clinic / Cleveland State University	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Adult Education and Development (emphasis on Health Professions Education)</u>	教
アメリカ 合衆国	Duke University School of Medicine	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Health Sciences in Clinical Leadership Program</u>	医

国名	機関	メソッド	プログラム名	設置学部
アメリカ 合衆国	Texas A&M University	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Education for Healthcare Professionals</u>	歯
アメリカ 合衆国	University of Houston College of Education	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master's of Education for Health Science Professionals</u>	教
アメリカ 合衆国	University of Illinois at Chicago	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Health Professions Education</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Louisville College of Education and Human Development / School of Medicine	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Human Resources and Organization Development (concentration in Health Professions Education)</u>	教
アメリカ 合衆国	University of Missouri - Kansas City School of Medicine	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Health Professions Education</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Pennsylvania Graduate School of Education	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Education</u>	医
アメリカ 合衆国	University of Southern California Keck School of Medicine	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Academic Medicine</u>	医
アメリカ 合衆国	Western University of Health Sciences	対面、遠隔教育/ オンライン	<u>Master of Science in Health Sciences (Health Professions Education)</u>	医

対面のみ
9校

医学部を母体とする修士課程 32校

遠隔のみ
6校

教育学部を母体とする修士課程 11校

対面と遠隔の
組み合わせ
29校

歯学部を母体とする修士課程 1校

国立大学法人岐阜大学公正研究推進室規程

平成22年11月1日
規程第81号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学運営組織規則第23条の2第4項の規定に基づき、公正研究推進室に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 公正研究推進室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 研究活動上の不正行為防止の基礎となる環境整備に関すること。
- 二 公的研究費の不正使用防止の基礎となる環境整備に関すること。
- 三 岐阜大学研究行動規範の策定・推進に関すること。
- 四 不正行為防止対策の基本方針及び不正使用防止計画の策定・推進に関すること。
- 五 研究倫理教育及び公的研究費のコンプライアンス教育の企画に関すること。
- 六 その他、研究活動の公正な推進に関すること。

(組織)

第3条 公正研究推進室は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 財務を担当する理事
- 二 部局長又は副学部長若しくは副研究科長 3人以上
- 三 一般職員 5人以上
- 四 その他、室長が指名した者

(任期)

第4条 前条第2号から第4号までに規定する室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じたときの補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 公正研究推進室に関する庶務は、財務部財政課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、公正研究推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条各号に定める最初に指名する室員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程

平成30年1月17日
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、「岐阜大学における人を対象とする研究の倫理に関することについて（平成27年4月1日学長裁定）」第4第2項の規定に基づき、岐阜大学大学院医学系研究科及び岐阜大学医学部（附属病院及び医学教育開発研究センターを含む。以下「医学系研究科等」という。）に所属する者（以下「研究者等」という。）が行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）が、世界医師会によるヘルシンキ宣言の趣旨に沿った医の倫理的配慮の下に、人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究等の適正な推進を図ることを目的として、大学院医学系研究科に置く岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、医学系研究科長及び医学部附属病院長（以下「医学系研究科長等」という。）から付託された研究等に係る実施計画の審査、実施中の研究等についての計画変更、中止等の意見の進言並びに研究等の成果の公表に関する業務を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以上をもって組織する。

2 委員の構成は、次の各号の定めるところによるものとする。

一 次に掲げる者で構成すること。

イ 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者

ロ 自然科学面の有識者

ハ 一般の立場の者

二 国立大学法人岐阜大学の職員以外の者を2人以上置くこと。

三 男女両性で構成すること。

四 医学系研究科長又は医学部附属病院長の職にない者であること。

3 前項第1号に掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

4 第1項に規定する委員は、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いて、医学系研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の成立要件は、次の各号の定めるところによるものとする。

- 一 次に掲げる者が1人以上出席していること。
 - イ 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者
 - ロ 自然科学面の有識者
 - ハ 一般の立場の者
- 二 国立大学法人岐阜大学の職員以外の者が2人以上出席していること。
- 三 男女両性が出席していること。
- 四 委員の過半数が出席していること。
- 2 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5の3（2）又は第13の7に基づく審議を行う場合は、医学系研究科等に所属しない委員を含むものとする。
- 3 委員は、審査の対象となる研究等の責任者又は担当者である場合には、その審議に参加することはできない。
- 4 委員会の議事は、原則出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 5 委員会は、研究等の実施計画にあっては第1号から第4号までに掲げる判定を、実施中の研究等にあっては第5号又は第6号に掲げる判定を行うものとする。ただし、医療行為にあっては委員会見解とすることができるものとする。
 - 一 承認
 - 二 条件付承認
 - 三 不承認
 - 四 非該当
 - 五 変更の勧告
 - 六 中止の勧告
- 6 審査の対象となる研究等の責任者及び担当者（委員である者を含む。）は、委員会の要請があった場合には、委員会で当該研究計画を説明しなければならない。
- 7 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（審査の基準）

第7条 委員会は、医学系研究科長等から審査を付託された場合には、倫理的観点とともに科学的観点から特に次の各号に掲げる事項に留意して審査するものとする。

- 一 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- 二 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- 三 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- 四 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- 五 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- 六 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- 七 個人情報等の保護
- 八 研究の質及び透明性の確保

(迅速審査)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、委員会があらかじめ指名した委員により迅速手続による審査を行うことができる。

一 研究計画の軽微な変更の審査

二 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を医学系研究科等の分担研究者が実施しようとする場合の研究計画の審査

三 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

四 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 委員長は、迅速審査の結果について、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

3 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、必要と認める場合には、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて委員会における審査を求めることができる。

4 委員長は、前項の申出があった場合には、委員会を招集するものとする。

(審査結果の報告)

第9条 委員長は、審査終了後速やかに、その判定を所定の医学研究等倫理審査結果報告書により医学系研究科長等に報告するものとする。この場合において、審査結果が第6条第5項第2号のときにはその条件を、同項第3号から第6号までのときにはその理由を付記するものとする。

(審議状況の公開)

第10条 委員会は、議事要旨を公開するものとする。ただし、公開することによって研究等及びヒトゲノム研究等のための試料の提供者等の人権、研究の獨創性、知的財産権保護に支障が生じるおそれのある部分は、非公開とすることができる。

(審査書類の保存期間)

第11条 審査に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、10年とする。

2 保存期間の起算日は、当該研究が終了した日の属する年度の末日の翌日とする。

3 保存期間が満了した審査に関する書類について、更に保存する必要があると認めた場合には一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第13条 委員及び専門委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

(研究計画の申請)

第14条 研究等を行おうとする研究者等(教授、准教授、講師及び助教、医員、大学院生、研究生、特別協力研究員、医療系職員等、共同研究の場合には、その責任者とする。以下「申請者」という。)は、所定の倫理審査申請書又は所定の医療行為実施

計画書を医学系研究科長等に提出し、その許可を得なければならない。研究計画を変更しようとする場合も、同様とする。

2 研究者等は、前項の研究等計画書の作成にあたっては、次に掲げる指針に従わなければならない。

一 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

二 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

3 医学系研究科長等は、第1項の申請があった場合は、所定の医学研究等倫理審査申請書に審査資料を添えて、委員会に審査を付託するものとする。

(審査手数料等)

第15条 研究等の責任者は、委員会において審査を受ける場合には、前条第1項に定める書類を提出し、別表に定める審査手数料(1年目の研究実施期間中に生じる実施状況報告の審査、有害事象に関する報告の審査その他審査等の費用を含む。)を支払わなければならない。

2 前項の場合において、医学系研究科等が主たる研究機関となる研究計画に他の研究機関に所属する者が参画する場合で、当該他の研究機関に倫理審査委員会が設置されていない等の理由により研究等の責任者が委員会へ倫理審査の依頼をするときは、1件あたり10,000円を前項の審査手数料(本学が主たる研究機関の場合)に加算する。

3 研究等の責任者は、審査をうけ、2年目以降も研究等を継続するときは、毎年、1件あたり3,000円の年間審査維持管理料(2年目以降の研究実施期間中に生じる実施状況報告の審査、有害事象に関する報告の審査その他審査等の費用を含む。)を支払わなければならない。

4 審査手数料及び年間審査維持管理料は、医学系研究科等が指定する方法により、所定の期日までに支払わなければならない。

5 一旦納付された審査手数料及び年間審査維持管理料は、返還しない。

6 医療行為の審査、軽微な変更申請の審査その他別表に定めのない審査(第12条に規定する小委員会における審査を含む。)については、審査手数料は徴収しない。

(研究計画の許可等)

第16条 医学系研究科長等は、委員会の審査結果に基づき、申請のあった研究計画について許可を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において、委員会が不承認の判定を下した研究等については、その実施を許可してはならない。

2 医学系研究科長等は、前項の決定を行った場合には、速やかに所定の医学研究等倫理審査通知書により申請者に通知するものとする。

(研究計画の経過・年次報告)

第17条 申請者は、研究計画を終了、中止又は延長する場合は、所定の研究経過報告書を医学系研究科長等に提出し、その許可を得なければならない。

2 申請者は、毎年1回、研究等の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を所定の年次報告書により医学系研究科長等に報告しなければならない。

3 申請者は、研究等に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちに所定の重篤な有害事象に関する報告書により医学系研究科長等に報告しなけ

ればならない。

- 4 申請者は、他の研究機関と共同で研究等を実施する場合には、研究等に関連する重篤な有害事象及び不具合等を所定の重篤な有害事象に関する報告書（他施設報告用）により当該他の研究機関の研究責任者に報告しなければならない。
- 5 申請者は、研究等の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究等の継続に影響を与えると考えられるもの及び研究等の実施の適正性若しくは研究等の結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、直ちに所定のその他事象に関する報告書により医学系研究科長等に報告しなければならない。

（他部局からの審査依頼）

第18条 医学系研究科長等は、本学の他の部局の長からの審査依頼があった場合は、委員会に当該審査を付託することができるものとする。この場合において、審査の依頼を行おうとする他の部局の長は、当該申請者が作成した倫理審査申請書を添えて、医学系研究科長等に依頼するものとする。

- 2 第14条の研究計画の申請及び第15条の審査手数料等に関する規定は、前項に規定する本学の他の部局の長からの審査依頼について準用する。この場合において、第15条第2項中「医学系研究科等」とあるのは「本学の他の部局」と読み替える。
- 3 医学系研究科長等は、前項の審査依頼に基づく審査結果を、速やかに当該部局の長に通知するものとする。
- 4 前項に規定する他の部局の長は、当該部局における研究等の実施に関する最終的な責任を有し、法令及び指針に定める責務を負うものとする。

（他の研究機関からの審査依頼）

第19条 医学系研究科長等は、他の研究機関から審査依頼があった場合には、この規程に準じて審査を行うものとする。

- 2 他の研究機関からの依頼による審査に関し必要な事項は、別に定める。

（他の規則の適用）

第20条 組換えDNA実験の取扱いについては国立大学法人岐阜大学組換えDNA実験安全管理規程、病原体等の取扱いについては国立大学法人岐阜大学病原体等安全管理規程、医学部附属病院における医薬品等の臨床実験については岐阜大学医学部附属病院における医薬品等の受託研究に関する取扱規程の定めるところによる。

（庶務）

第21条 委員会の庶務は、医学系研究科・医学部事務部において処理する。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の意見を聴いて、医学系研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月17日から施行する。ただし、第15条の規定については、平成30年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会細則（平成16年岐阜大学医学部規則第5号）は、廃止する。

別表（第15条関係）

審査手数料

内容	金額
介入研究（本学が主たる研究機関の場合）	1件あたり 25,000円
介入研究（本学が分担研究機関の場合）	1件あたり 10,000円
観察研究（本学が主たる研究機関の場合）	1件あたり 10,000円
観察研究（本学が分担研究機関の場合）	1件あたり 5,000円
ヒトゲノム・遺伝子解析研究（本学が主たる研究機関の場合）	1件あたり 20,000円
ヒトゲノム・遺伝子解析研究（本学が分担研究機関の場合）	1件あたり 10,000円

(参考資料5)

1 (書類等の題名)

医療者教育学専攻の大学院生が主に使用する研究室(自習室)の見取図
(【参考資料5】 42 ページ)

2 (出典)

岐阜大学施設環境部 施設台帳【2018年度版】

3 (引用範囲)

医学部本館平面図

4 (その他の説明)

医療者教育学専攻の大学院生が主に使用する研究室(自習室)を示すため、平面図上で該当の室を黒線で囲んだ。また、他専攻の大学院生と共用する室を示すため、平面図上で該当の室を赤線で囲んだ。

なお、本資料は、本学の校舎内の図面であるため、公開しないものとする。